

| 平成28年度 横浜市住居表示審議会会議録 | |
|----------------------|---|
| 日 時 | 平成29年1月18日（水）午後3時～4時15分 |
| 開催場所 | 関内中央ビル5階 特別会議室 |
| 出席者 | 鈴木会長、岩谷副会長、小林委員、小村委員、本橋委員、宮入委員、山中委員、保科委員、日並委員 |
| 欠席者 | 横井委員、横田委員 |
| 事務局 | 西山市民局長、宮谷区政支援部担当部長、熊坂窓口サービス課長ほか職員3人 |
| 開催形態 | 公開（傍聴者1人） |
| 議 題 | 泉区和泉町第六次地区における住居表示の実施について |
| 決定事項 | 泉区和泉町第六次地区における住居表示の実施案について了承しました |
| そ の 他 | 緑区中山町地区における住居表示検討状況の報告について |
| 【事務局】 | <p>横浜市住居表示審議会条例第3条2項3号に定める関係行政機関及び公共的団体の職員の人事異動により後任を務めることとなった3委員の紹介</p> <p>1 泉区和泉町第六次地区における住居表示の実施について</p> <p>【泉区和泉町 住居表示の概要(資料1)】</p> <p>1 選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年1月に、地域から住居表示実施の要望がありました。 ・和泉町は、西区よりも広い横浜市最大の町面積で、地番が7900番台まで存在し、同番、飛番、欠番が多いなど、特に市街化区域に住所の混乱が著しく、住居表示事業を実施する必要性が高い地域と判断しました。 <p>2 住居表示検討委員会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月に検討委員会を設置しました。 ・検討委員は、地域の5つの連合自治会町内会の代表及び地域の代表、地域の関係機関(郵便局、警察署、法務局)で構成しました。 <p>3 和泉町の住居表示について(別紙1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉町の住居表示は、住所がわかりにくく、住所の混乱が著しい市街化区域を中心に、平成24年度から6年計画で順次実施し、平成29年度の第六次地区をもって終了する予定です。 ・新設する町の境界線を道路等の南・東側線に合わせるため、環状4号線道路の和泉町部分を上飯田町に編入します。 ・いずみ野駅周辺は市街化区域ですが、土地区画整理事業によって住所の混乱が解消されているため、住居表示の実施対象外としています。 ・今回の計画以外の区域の住居表示実施については、今後の開発や都市計画の動きを注視しながら、検討していきます。 <p>【泉区和泉町 第六次地区の概要(資料2)】</p> <p>1 泉区和泉町第六次地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積は0.493km²、事業者を含めた世帯概数は2,500世帯です。 |

2 検討経過について

- ・住居表示検討委員会で、平成 27 年 12 月から平成 28 年 7 月までの間に計 4 回検討しました。
- ・新町界案は別紙 2 のとおり。「横浜市住居表示整備要綱」に基づき、町と町との境界は、公道、河川、鉄道等わかりやすい恒久的施設で分け、3 つの町を新設します。
- ・新町界案は、検討委員とともに現地調査を行い、面積の偏りや町界の分かりやすさ等検討の上、決定しました。
- ・新町名案は「和泉中央北四丁目」「和泉中央北五丁目」「和泉中央北六丁目」です。
- ・和泉町第三次地区から第六次地区の新町名案決定にあたっては、平成 25 年にアンケートを実施しました。アンケート実施前には、当時の住民に検討状況について周知しました。(別紙 3)
- ・アンケートには、別紙 4-1 のとおり、2 案を提案しました。
- ・住民にとって分かりやすい幹線道路である長後街道を挟んで南北に分かれている地域である点、東西に立場駅といずみ中央駅を抱えている点などから、4 地区の町名を個別に考えていくのではなく一体的に検討した方が良いという考えから、新町名案にはいずれも「和泉中央」を用いました。
- ・アンケート結果は別紙 4-2 のとおりです。
- ・アンケート結果を参考に、第三次地区と第四次地区の町名を「和泉中央南」、第五次地区と第六次地区の町名を「和泉中央北」とする案をまとめました。
- ・「横浜市住居表示整備要綱」に、「丁目の起点は、横浜港(大棧橋)に最も近い地点とし、これによりがたい時は、その区域の中心となるところがある場合はそこを起点にする」という規定があります。和泉中央北の場合、大棧橋に最も近いのが「一丁目」にあたる場所です。
- ・これに加え、「和泉中央南」の「丁目」が長後街道沿いに東から西の順になっていることから、「和泉中央北」も同じく東から西の順にするのが分かりやすいという結論に至りました。
- ・これらの案について、平成 28 年 11 月に地元説明会を開催し、合計 300 名近くの参加がありました。(別紙 5-1、別紙 5-2)
- ・説明会では、住居表示実施後の具体的事務手続に関する質問が多く、大きな反対意見はありませんでした。

3 実施までの流れ(予定)

- ・審議会で今回の案について了承された場合、市会第 2 回定例会に諮ります。
- ・住居表示を実施にあたって、住民の皆様へ、実施前には運転免許証などの書換え手続について、実施後には不動産変更登記の手続に関する地元説明会を開催します。

【山中委員】

町名の付け方について、同じ時計回りでも、第五次地区は北から始まっているの

| | |
|--------|--|
| | <p>に対し、第六地区は東から始まっていますが、和泉中央南に合わせて、二丁目から五丁目を並べたのでしょうか？</p> |
| 【事務局】 | <p>和泉中央北は、「横浜市住居表示整備要綱」の「丁目の起点」に従い、横浜港の方向を起点としました。並び順は、ひと筆書きとし、そのようにすることで、和泉中央南に二丁目から五丁目を合わせました。</p> |
| 【日並委員】 | <p>検討委員会で山中委員と同じ意見もありましたが、マッカーサーも通ったという長後街道は和泉町の中心にあり、街道を挟んで同じ丁目が並んでいる方が、住んでいる人もわかりやすく、来街者にも道を教えやすいだろうということで、町名を付けました。また六丁目は隣接する地域が今後発展した場合に、広げたり、七丁目に続けられるように配慮した次第です。</p> |
| 【小林委員】 | <p>今後、建物や人口が増えたら、住居表示することはあるのですか？</p> |
| 【事務局】 | <p>1年に1地区の計画で予算化し住居表示を実施しています。今後、六丁目を広げたり、七丁目を増やしたり、上飯田町や、場合によっては、いずみ野を実施するかもしれません。つまり、どんな状況でも必要があれば対応できるようにと考えています。</p> |
| 【日並委員】 | <p>和泉中央北六丁目ばかりでなく、和泉中央南五丁目の先も対応が必要になるかもしれません。</p> |
| 【岩谷委員】 | <p>今回の和泉町の住居表示は第六次まで地元の了解が得られているとお話がありましたが、これによって、和泉町が北と南に2つに分かれ、離れてしまっているけれど、これについて地元の意見は何かあるのですか？</p> |
| 【日並委員】 | <p>市街化区域を中心に住居表示を進めてきました。今回、対象とならなかったいずみ野地区は比較的住所が分かりやすくなっています。一方、市街化調整区域は、自然が豊かで建物も少ないので住居表示をして欲しいという意見は聞きません。</p> |
| 【事務局】 | <p>住居表示は、宅地化して建物があるから効果が得られます。建物のない更地や農地山林が多いところで住居表示を実施すると、想定外の宅地開発が行われた場合に混乱が生じます。また、要望があつてこそ検討を進めることができます。</p> |
| 【日並委員】 | <p>和泉町の審議も今回が最後ですので、これまでの経過をお話しします。和泉町の市街化地区について住居表示の検討を進めてきましたが、まず、5つの連合をまとめるのは大変でした。第一次実施地区の下和泉は「下和泉」という呼称が定着していたものの、いろいろな意見があつて苦労したところです。次の第二次実施地区の「和泉が丘」は、下和泉の住居表示が実施されたあとであり、町名も住民の方にすんなり受け入れていただけて問題はありませんでした。続く、第三次から第六次地区は和泉町の真ん中で住民も多いところでしたが、「和泉中央」という名称を統一して付けることでアンケートを実施し、了解を得て、順次住居表示を実施しています。ただ、「これまで和泉町XXXX番地で済んでいたものが、和泉中央北〇丁目〇番〇号の書くのは長い」といわれることがあります。</p> <p>他所から転居して和泉町に住んでいる人には地名を変えることに抵抗はありませんが、「和泉」は昔からの地名ですので、新しい町名には「和泉」という名前を</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>残すようにしてきました。</p> <p>そもそも私が和泉町の住居表示の必要性を感じたのは、親戚が我が家に訪れたときのこと。近くに来ていると連絡があつてから、1時間経つてもたどり着けず、「自分の住んでいる街には住所案内の表示があるが、ここには見当たらない」と言われたことでした。</p> <p>住居表示の要望をとりまとめてから9年の歳月がかかっています。これによって分裂したり、仲が悪くなるようなことはなく、よりよい町づくりを検討していく中で、かえって仲間意識が強くなり、また、対象地区外や市街化調整区域に住む人たちも、いつかは市街化されたときに住居表示が実施されるのだという覚悟や理解を示してくれたことは、大変感謝しています。9年間はきつかったけれど、将来に向けて、やって良かったと思います</p> |
| 【鈴木会長】 | 他に質問等が無いようでしたら、横浜市から提示された案を市長へ報告するということでよろしいですか。 |
| 【一同】 | (異議なし) |
| 【鈴木会長】 | 泉区和泉町第六次地区住居表示実施についての審議は終了しました。次に、緑区中山町住居表示の検討状況について報告をお願いします。 |
| 【事務局】 | <p>2 緑区中山町住居表示の検討状況報告について (資料3)</p> <p>1 中山町の住居表示について (別紙6-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山町は、駅によって発展した地域で、全域が住居表示の対象区域となる市街化区域となっています。和泉町とは異なり、町区域の設定が難しい形状をしており、隣接の寺山町の一部を含めるかどうか検討課題となっています。 ・全域を実施対象として、平成30年度から2年計画で実施に向けた検討を進めています。 ・予定面積は1.007㎢、事業者を含めた世帯概数は約6,800世帯です。 <p>2 選定理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月に、地域から住居表示実施の要望がありました。 ・中山町は、宅地化が進み、商店等の事業所が増加したことにより、同番、飛番、欠番が多いなど住所の混乱が著しく (別紙6-2)、住居表示事業を実施する必要性が高い地域と判断しました。 <p>3 住居表示検討委員会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年9月に検討委員会を設置しました。 ・検討委員は、地区内の自治会町内会、商店会の代表及び隣接する地域の代表、地域の関係機関(郵便局、警察署、法務局)で構成しました。 ・検討委員のみなさまと町歩きをして、新町の境界をどこにすれば分かりやすくなるか、平成30年度の実施に向け着手、検討をすすめています。 |
| 【鈴木会長】 | 町は形状・規模は、現状のままですか？ |
| 【事務局】 | 別紙6-1の位置図をご覧ください。東側の町界は、すでに上山で住居表示を実施しているため現状のとおり、北側は恩田川のラインに合わせます。東側は三保の |

| | |
|--|--|
| <p>【山中委員】</p> <p>【事務局】</p> <p>【日並委員】</p> <p>【事務局】</p> <p>【鈴木会長】</p> <p>【事務局】</p> <p>【鈴木会長】</p> | <p>交差点辺りから中山駅まではJR横浜線で町界は分かれますが、中山駅から中山駅南口入口の交差点辺りにかけて、町の境が分かりにくくなっています。そのため、隣の寺山町も含めたいと考えているところですが、協議が整わなければ中山町のまま残ることもありえます。代表者の方だけではなく、寺山町内の方にも説明し、一緒に考えていきたいと思います。</p> <p>中山町の住居表示について2年かけて実施するとのことですが、そうすると町を二分割して事業を進めることとなりますが、どのような形になりますか？</p> <p>先週、検討委員会で案を検討したところです。町界が入り組んでいるところは、時間をかけなければならないと考えていますので、町界がはっきりしているところから初年度に実施することになると思われます。</p> <p>町界を、道路と線路のどちらかに合わせるといった判断は難しいことだと思います。</p> <p>生活圏によって、それぞれの住民の思いが違いますので、検討委員会で話し合うことに意義がありますし、その結果として町界を決めていきたいと思います。</p> <p>ご質問、ご意見がないようなので、緑区中山町住居表示の検討状況の報告は終了します。引き続き、地域の方と丁寧な検討をお願いしたいと思います。</p> <p>議事内容は、会長名で市長へ報告いたします。議事録につきましては、会長に一任いただくようお願いいたします。議事録は公表させていただきます。</p> <p>本日の議事はこれで終了となります。</p> |
| <p>資料</p> | <p>泉区和泉町 第六次地区における住居表示の実施について</p> <p>資料1 泉区和泉町 住居表示の概要</p> <p>別紙1 泉区和泉町 住居表示計画図</p> <p>資料2 泉区和泉町 第六次地区の概要</p> <p>別紙2 泉区和泉町 第六次地区住居表示 新町界・新町名案</p> <p>別紙3 泉区和泉町 住居表示の今後の検討について</p> <p>別紙4-1 泉区和泉町住居表示第三次地区から第六次地区の実施内容に関するアンケート</p> <p>別紙4-2 泉区和泉町住居表示第三次地区から第六次地区までの新町名に係るアンケート実施について</p> <p>別紙5-1 泉区和泉町第六次地区の住居表示について地元説明会を開催します</p> <p>別紙5-2 泉区和泉町第六次地区の住居表示実施に係る地元説明について</p> <p>資料3 緑区中山町住居表示検討状況報告について</p> <p>別紙6-1 緑区中山町地区位置図</p> <p>別紙6-2 緑区中山町住所混乱地域状況</p> |